

# とちぎ 青少年 プラン

2021～2025

心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成をめざして



## 策定の趣旨

少子高齢化の進展による人口減少をはじめ、家族形態の多様化など、社会情勢が大きく変化する中、青少年を取り巻く環境は、SNSに起因した犯罪被害やトラブルの増加、いじめ、不登校、貧困、虐待の問題、ひきこもりの長期化・高齢化等、様々な問題が相互に影響し合い、複雑で多様な状況となっています。

このため、現在の青少年の置かれた状況を踏まえた上で、青少年の健全育成を総合的かつ効果的に推進するため、「とちぎ青少年プラン2021～2025」を策定しました。

## 計画の性格と役割

- 栃木県青少年健全育成条例第10条に基づく基本計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」※「とちぎ子ども・子育て支援プラン」と併せて位置づけます。
- 「とちぎの子ども育成憲章」（平成22(2010)年2月制定）を踏まえた計画とし、県民総ぐるみで青少年の健全育成を推進していくための指針とします。

## 計画の期間

令和3(2021)年度から  
令和7(2025)年度まで

## 計画の対象

概ね30歳までの青少年とします。  
円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

## 基本目標

# 心豊かでたくましい とちぎの青少年の育成



とちぎの元気な子ども育て隊!!  
とちぎの子ども育成憲章 マスコットキャラクター

プランでは、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」をめざし、3つの施策の柱のもと、7つの施策の方向を定め、各種施策を推進してまいります。

## 施策の柱 I すべての青少年の健全な育成と自立の促進

### 施策の方向 1 自己形成支援と心と体の健康の確保

#### 1 日常生活能力の習得

◇基本的生活習慣の形成 ◇コミュニケーション能力の育成 ◇規範意識の醸成

#### 2 豊かな心と健やかな体の育成

◇人権教育・人権啓発の推進 ◇自己肯定感の涵養 ◇ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成  
◇男女共同参画意識の醸成 ◇食育の推進 ◇体力の向上の支援 ◇健康教育の充実

#### 3 確かな学力の育成

#### 4 多様な活動機会の提供

◇読書活動の推進 ◇文化芸術活動の支援 ◇スポーツ活動の支援  
◇自然体験・農林業体験活動等の推進

### 施策の方向 2 社会参加及び社会的自立の支援

#### 1 日社会の変化への対応力の育成

◇学校教育の情報化の推進 ◇消費者教育の推進 ◇防災教育の推進  
◇環境学習・環境教育の推進 ◇SDGsの達成に向けた教育の推進

#### 2 社会参加活動等の促進

◇意見発表等の機会の確保 ◇社会づくりへの参画促進 ◇社会貢献意識の醸成

#### 3 職業能力、意欲の習得の促進

◇キャリア教育・職業教育の充実 ◇労働者の権利・義務に関する教育の推進 ◇職業能力開発の推進

#### 4 就労等支援の充実

◇職業的自立支援 ◇U I J ターンの就職支援 ◇創業の支援



### 施策の方向 3 未来を切り拓く青少年の育成、応援

#### 1 グローバル社会で活躍する青少年の育成

◇国際的視野の育成 ◇国際交流活動及び国際協力活動への参加促進

#### 2 地域づくり等で活躍する若者の育成、応援

◇若者による地域づくりの促進 ◇リーダー育成の推進

## 施策の柱 Ⅱ

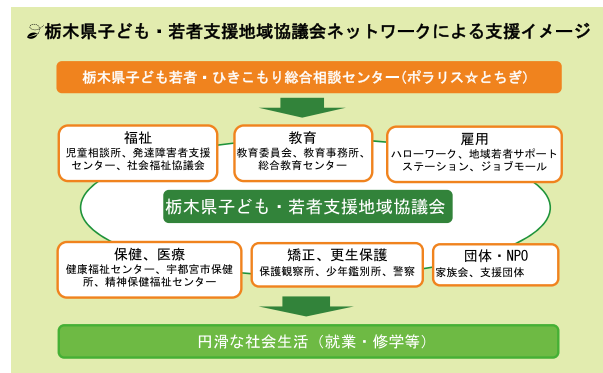
# 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

### 施策の方向 1 困難な状況に応じた支援

- ① いじめ・暴力行為への対応
- ② 不登校、高校中途退学者、若年無業者（ニート）、ひきこもりへの支援  
◇不登校の児童生徒への支援 ◇高校中途退学者への支援 ◇若年無業者（ニート）への支援  
◇ひきこもりへの支援
- ③ 障害のある子ども・若者への支援
- ④ 子どもの貧困問題への対応  
◇教育の支援 ◇生活の支援 ◇保護者の就労支援 ◇経済的支援
- ⑤ 特に配慮が必要な青少年への支援  
◇自殺防止対策の推進 ◇外国人の青少年とその家族への支援  
◇性的マイノリティの青少年への支援
- ⑥ 児童虐待、犯罪被害者等への支援  
◇児童虐待の防止及び虐待を受けた児童等への対応  
◇犯罪被害者等への支援

### 施策の方向 2 支援体制の整備・充実

- ① 支援につなげる体制の整備
- ② 関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施
- ③ 相談・支援に係る人材の育成・確保



## 施策の柱 Ⅲ

# 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備

### 施策の方向 1 家庭、学校、地域における環境の整備

- ① 家庭の教育力向上への支援
- ② 学校と地域の連携・協働の推進
- ③ 青少年の居場所づくりの推進
- ④ 関係機関の機能強化
- ⑤ 地域の多様な担い手の育成

### 施策の方向 2 青少年の安全・安心の確保

- ① 社会環境や有害環境の浄化活動の推進  
◇有害環境への適切な対応 ◇薬物乱用対策の推進 ◇安全安心なまちづくりの推進
- ② 青少年の被害防止・保護活動の充実強化  
◇インターネットの適正利用、被害防止対策の推進 ◇交通安全教育等の推進  
◇性暴力等被害防止対策の推進
- ③ 非行・犯罪防止対策の推進  
◇不良行為、非行防止対策の強化 ◇非行少年の立ち直り支援による再非行防止対策の強化  
◇相談活動の充実



毎月第3日曜日は「家庭の日」



## 県民総ぐるみの 青少年健全育成の推進



青少年の成長に関わる家庭、学校、職場、地域等がスクラムを組み、心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成に努めましょう。

栃木県青少年育成県民会議や青少年育成市町村民会議等と連携しながら、青少年健全育成県民運動「とちぎ心のスクラム県民運動」を展開していきます。

### 計画の推進

- 「栃木県青少年行政連絡会議」を中心とした総合的な施策の推進
- 「栃木県青少年健全育成審議会」における専門的な意見、助言の聴取
- 市町や国との連携
- 青少年育成県民会議、青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議、民間団体やNPO、企業等との連携、協働

実践しましょう！  
大人の行動指針

### とちぎの子ども育成憲章

明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち  
心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

わたしたちは 子育てに積極的にかかわり  
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

- 一、子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします
- 一、子どもたちとのかかわりを深め 思いやりの心をはぐくみます
- 一、子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい  
社会の一員としての自覚を育てます
- 一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します
- 一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り

子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日  
栃木県